

児童扶養手当 支給停止関係届

児童扶養手当 支給停止関係届			
(フリガナ)		証書番号	第 号
氏名			
住所	〒		
	TEL ()		
支給停止事由発生(変更) 平成 年 月 日 イ 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。 ロ 所得の高い人と婚姻した。 ハ 法第9条の児童(孤児等)の養育者がその児童と養子縁組みをした。 ニ 法第9条の児童(孤児等)の養育者がその児童を養育しなくなった。 ホ 法第9条の児童(孤児等)が死亡した。 ヘ 養育している児童すべてが法第9条の児童(孤児等)に該当しなくなった。 ト その他()			
支給停止事由消滅(変更) 平成 年 月 日 イ 所得の高い扶養義務者に扶養されなくなった。 ロ 所得の高い扶養義務者が死亡した。 ハ 所得の高い配偶者と婚姻を解消した。 ニ 所得の高い配偶者が死亡した。 ホ 法第9条の児童(孤児等)を養育するようになった。 ヘ 養育している児童が法第9条の児童(孤児等)に該当するようになった。 ト その他()			
上記のとおり、児童扶養手当支給停止〔発生消滅変更〕について届け出ます。 年 月 日 氏名 (印) 会津若松市長			

裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。

字は楷書ではっきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

の欄は記入する必要はありません。

身分、生計維持関係及び発生・変更・消滅後の所得状況							
イ	<	>	年分所得	口 請求者	ハ 配偶者	ニ 扶養義務者(請求者との続柄)	
氏名							
ホ	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 (うち老人扶養親族の数(請求者については、(イ)老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、(ロ)特定扶養親族の数))	人	人	人	人	人	
	(イ)	人	(老人扶養親族の数)	人	(老人扶養親族の数)	人	
	(ロ)	人				人	
ヘ	ホ以外で前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童	人					
所得額	ト 児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額	円	円	円	円	円	
	チ 児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額						
	母に対し支払われた額	円					
	母に対し支払われた額の8割相当額 A	円					
	児童に対し支払われた額	円					
	児童に対し支払われた額の8割相当額 B	円					
	合計 A + B	円					
控除	障害者(特別障害者を除く)控除額 (人)は控除対象配偶者及び扶養親族の数	本人控除・(人)	本人控除・(人)	本人控除・(人)	本人控除・(人)	円	
	特別障害者控除額 (人)は控除対象配偶者及び扶養親族の数	本人控除・(人)	本人控除・(人)	本人控除・(人)	本人控除・(人)	円	
	老年人、寡婦・寡特(請求者が母の場合は控除しない。)、寡夫、特例、勤労学生控除	老・寡・特寡・勤	老・寡・勤	老・寡・勤	老・寡・特寡・勤	老・寡・特寡・勤	円
	配偶者特別控除					円	
	医療費控除					円	
	カ					円	
	キ					円	
ク	児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除(社会保険料相当額)	80000	80000	80000	80000	円	
タ	控除後の所得額	円	円	円	円	円	
所得制限限度額	全部支給	円	円	円	円	円	
	一部支給	円					
審査・確認欄	平成 年 月 日				担当者氏名		
備考							

注 意

1 の欄について

- (1) 手当が一部支給停止となっている方が全部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を で囲んでください。
- (2) イの「扶養義務者に扶養されるようになった」とは、受給者が母の場合には、母と民法第877条第1項に定める扶養義務者(以下単に「扶養義務者」といいます。)が生計を同じくするようになった場合を指し、受給者が養育者の場合には、養育者が扶養義務者に生計維持されるようになった場合を指します。
- (3) ハからへまでの「法第9条の児童」とは、父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。
- (4) への「該当しなくなった」とは
 - 1) 児童があなた以外の人の養子となった。
 - 2) 生死不明の父又は母が生存していることがわかった。
 - 3) 父又は母の拘禁が終了した。
 - 4) 児童の父又は母が明らかになった。などの場合をいいます。
- (5) 監護又は養育している児童の数が減った場合(いなくなった場合を除きます。)には、併せて児童扶養手当額改定届を出してください。
- (6) 監護又は養育している児童がいなくなるなど資格がなくなる場合には、児童扶養手当資格喪失届を出してください。

2 の欄について

- (1) 手当が全部支給停止となっている方が一部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を で囲んでください。
- (2) 監護又は養育している児童の数が増えた場合には、併せて児童扶養手当額改定請求書を出してください。

3 この届に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。

- (1) の欄のイ又は の欄のイ又はロに該当する方は、あなたと扶養義務者の続柄が明らかになる書類、扶養義務者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類、扶養されるようになった(又は扶養されなくなったか扶養義務者が死亡した)ことが明らかになる書類
- (2) の欄のロ又は の欄のハ又はニに該当する方は、配偶者と婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。以下同様です。)した(又は婚姻を解消したか配偶者が死亡した)ことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本などの書類、配偶者の前年又は前々年の所得が明らかになる書類、世帯の全員の住民票の写し
- (3) の欄のハに該当する方は、養子縁組をしたことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本
- (4) の欄のニ又は の欄のホに該当する方は、養育しなくなった(又は養育するようになった)ことが明らかになる書類と世帯の全員の住民票の写し
- (5) の欄のホに該当する方は、死亡を証する書類
- (6) の欄のへ又はト、 の欄のへ又はトに該当する方は、その事実が明らかになる書類

4 この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。